

発達障害者の就労支援の課題に関する研究

2009年3月

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構
障害者職業総合センター

まえがき

障害者職業総合センターでは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、わが国における職業リハビリテーション・サービス機関の中核として、職業リハビリテーションに関する調査・研究をはじめとして、さまざまな業務に取り組んでいます。

この報告書は当センターの研究部門が実施した「発達障害者の就労支援の課題に関する研究」の結果を取りまとめたものです。ここでは、当事者団体会員調査並びに関係機関対象調査の結果に基づき、成人期の現況並びに就労支援機関の利用の状況について検討しました。また、ヒアリング調査の結果に基づき、各年代の事例に即して就労支援の課題を検討しました。

この研究を進めるに際しては、いろいろな方から多大なご協力を賜りました。特に、本研究において調査にご協力くださった社団法人日本自閉症協会の石井哲夫会長をはじめとして全国・各都道府県協会事務局並びに会員の皆様、発達障害者支援センター、障害者就業・生活支援センター、障害者雇用支援センターの関係者のみなさま、調査結果の掲載にご快諾をいただきました全国LD親の会の関係者の皆様、並びにヒアリング調査にご協力いただきました方々に、深く感謝申し上げます。

この報告書が多くの関係者の方々に活用され、わが国における職業リハビリテーションをさらに前進させるための一助になれば幸いです。

2009年3月

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

障害者職業総合センター

研究主幹 荻部 隆

執筆担当：(執筆順)

望月 葉子	障害者職業総合センター	主任研究員	概要・序・第Ⅰ部第1章 第Ⅰ部第3～4章 第Ⅱ部・結語
内藤 孝子	特定非営利活動法人全国LD親の会	理事長	第Ⅰ部第2章

謝 辞

「発達障害のある青年・成人に関する就業・生活実態調査」の実施に際し、社団法人日本自閉症協会の皆様には多大な協力をいただきました。都道府県事務局におかれましては調査の協力を呼びかけていただいたり、ホームページで広報していただいたり、調査票送付に際して添え書きをしていただいたりと、数々のご高配を賜りました。

また、調査票の記入にあたり、「うちの子の場合、このアンケート調査には該当しないなど重度なので申し訳なく思って記入しています。一度就職していてもうまくいかず、30すぎても家にいるしかない人と電話でお話したことがあります。かなり深刻です。障害者支援のプロの方でさえ理解ないそうなので、このようなアンケートはうれしく思っています。」など、厳しくも温かい励ましをいただきました。また、「我が子の程度を考えれば、企業や行政に無理に定着支援を求めることはできない。このようなレベルの障害者も多い。割り切って考えるべきである。」といったご意見をいただきつつも調査にご協力を賜ることができました。

多くの方々のご協力をいただき、実態調査とヒアリングを実施することができました。

皆様に心からの御礼を申し上げます。

付 記

「発達障害者の就労支援の課題に関する研究」は、平成18～20年度で実施しました。

平成18～19年度については、向後礼子（障害者職業総合センター研究員（当時）、現城西国際大学／敬称略）が望月葉子（障害者職業総合センター主任研究員）とともに担当しました。

「発達障害のある青年・成人に関する就業・生活実態調査」並びに「発達障害のある若者の就労支援施設利用状況に関する調査」の集計、分析、作表については、障害者職業総合センター研究協力員神谷直樹、西浦テルヨ両氏の協力を得ました。

目 次

概 要	-----	1
序	発達障害者の就業実態の把握に関する検討課題	-----9
	…… 本報告書の課題 ……	
1.	青年期・成人期の発達障害支援をめぐって	-----10
	……就職支援において、何を問題にすべきか……	
2.	就業実態を把握する試み	-----12
3.	本報告書の課題と構成	-----13
文 献	-----	14
第 I 部	発達障害のある青年・成人の現状と課題（その 1）	
	……実態調査の結果から……	
第 1 章	「発達障害のある青年・成人に関する就業・生活実態調査」の結果	-----17
	……社団法人日本自閉症協会を中心とした関係者からの回答結果の報告……	
	はじめに……調査の概要……	-----17
第 1 節	対象者の概要	-----18
1.	発達障害の診断	-----19
2.	障害者手帳・障害基礎年金	-----23
3.	教育歴	-----24
4.	学校卒業後の自立に関する意見	-----25
5.	現在の状況	-----28
第 2 節	現在の状況別にみた対象者の概要	-----34
1.	会社等で常勤の仕事をしている者の状況	-----34
2.	短時間又は短期の仕事、家業等の常勤以外の仕事をしている者の状況	-----39
3.	作業所等に通所・入所している者の状況	-----44
4.	専業主婦・主夫、家事手伝い等の者の状況	-----50
5.	在学中の者の状況	-----54
6.	まとめ	-----59
第 3 節	学校卒業後の進路と就業への移行の状況	-----69
1.	学校卒業後の進路	-----69
2.	学校卒業後における進路変更の有無	-----71
3.	進路変更の理由と進路変更の経過	-----72

4. まとめ	-----	78
第4節 発達障害の受けとめ方の概要	-----	79
1. 発達障害を伝えることについて	-----	79
2. 発達障害を説明することについて	-----	81
3. 18歳時点の本人の受けとめ方	-----	83
4. 支援ニーズのまとめ	-----	85
第5節 調査結果が示唆すること	-----	89
1. 対象者の概要	-----	89
2. 現在の状況別にみた対象者の概要	-----	90
3. 学校卒業後の進路と移行の状況	-----	98
4. 発達障害の理解の概要	-----	99
5. おわりに	-----	101
文 献	-----	102
第2章 「教育から就業への移行実態調査」の結果	-----	107
……全国LD親の会 会員調査結果 2時点の比較から……		
はじめに……調査の概要……	-----	107
第1節 2006年調査の対象者の概要	-----	108
1. 教育歴	-----	109
2. 支援制度（障害者手帳・障害基礎年金等）の利用状況	-----	110
3. 現在の状況	-----	111
第2節 就労の状況からみた対象者の概要 ……2003年調査と2006年調査の比較から	-----	111
1. 2003年調査と2006年調査の対象者の概要	-----	111
2. 支援制度の利用状況	-----	113
3. 会社等で仕事をしている者の状況	-----	114
第3節 学校卒業後の進路と就業への移行の状況	-----	117
1. 「就業・一般」への移行の過程	-----	117
2. 「就業・障害」への移行の過程	-----	118
3. 「施設利用」への移行の過程	-----	120
4. 「在宅」への移行の過程	-----	120
第4節 調査結果が示唆すること ……地域の社会資源の利用と職業選択の課題……	-----	122
1. 地域別の職業選択行動の検討のために	-----	122
2. 地域資源を活かした移行支援の取り組み	-----	124
文 献	-----	127

第3章 「発達障害のある若者の就労支援施設利用状況に関する調査」の結果	-----	129
……関係機関対象調査の回答結果報告……		
はじめに	……調査の概要……	-----129
第1節	調査対象機関の概要	-----130
1.	調査対象機関の設置・運営について	-----130
2.	調査対象機関の支援対象障害と発達障害の診断体制について	-----131
第2節	対象者の概要	-----133
1.	支援機関利用者の概要	-----133
2.	機関別にみた利用者の概要	-----136
3.	支援機関利用状況のまとめ	-----140
第3節	就労支援対象者の概要	-----143
1.	18歳以上の利用者における就労支援の状況	-----143
2.	就労支援対象者のニーズについて	-----145
3.	円滑な就労への移行に関して重視していること	-----147
4.	就労支援対象者からみた支援機関の機能のまとめ	-----148
第4節	就職者の概要	-----149
1.	就職者の支援機関利用の状況	-----149
2.	就職先の状況	-----152
3.	就職者への効果的な支援について	-----154
4.	就職者に対する支援の現状と課題	-----157
第5節	支援機関の利用経路と利用状況	-----158
1.	発達障害者支援センター利用者の利用経路	-----159
2.	障害者就業・生活支援センター利用者の利用経路	-----159
3.	障害者雇用支援センター利用者の利用経路	-----160
4.	支援機関の利用状況のまとめ	-----161
第6節	調査結果が示唆すること	-----163
1.	調査対象機関の概要	-----163
2.	対象者の概要	-----164
3.	就労支援対象者の概要	-----165
4.	就職者の概要	-----165
5.	支援機関の利用経路と利用状況	-----166
6.	おわりに	-----167
文 献		-----168

第Ⅱ部 発達障害のある青年・成人の現状と課題（その2）

……広汎性発達障害のある青年・成人を対象としたヒアリング調査の結果から……

はじめに	……ヒアリング調査の概要……	-----	169
第1章	在職している事例が示唆すること	-----	171
第1節	初職を継続している事例の概要	-----	171
1.	短大卒（自己開拓）就職をしたAさん（40代女性）	-----	171
	……就職活動時に障害を開示／会社の理解を求めて……		
2.	高卒就職（学校紹介）をしたBさん（40代男性）	-----	175
	……苦手な領域を避けた就職／メンタルヘルス不全での休職を経て……		
3.	高校卒業後、20年の作陶活動を経て就職したCさん（40代男性）	-----	178
	……時間をかけた移行のタイミング／職業リハビリテーションの選択へ……		
4.	大学卒業後、トライアル雇用を経て就職したDさん（20代男性）	-----	181
	……一般扱いの求職活動から職業リハビリテーションの選択へ……		
5.	大学卒業後、トライアル雇用を経て就職したEさん（20代女性）	-----	183
	……派遣登録から職業リハビリテーションの選択へ……		
6.	初職継続の事例の総括	-----	186
第2節	離転職経験を有する事例の概要	-----	188
1.	大卒就職後、多数の離転職経験を有するFさん（40代男性）	-----	189
	……デイクアのトライアルとジョブコーチで就職……		
2.	高卒就職（自己開拓）後の離職経験を経て就職したGさん（30代男性）	-----	192
	……苦手な領域を避けた就職……		
3.	大卒就職後の離職経験を経て就職したHさん（30代男性）	-----	195
	……採用後の開示／障害理解を求めて……		
4.	離転職経験事例の総括	-----	198
第2章	失業している事例が示唆すること	……職業経歴を有する事例について……	----200
1.	高卒（学校紹介）就職後、多数の離転職経験を有するIさん（20代男性）	-----	200
	……就職の自信と意欲を失って……		
2.	専修学校卒就職（自己開拓）をしたJさん（20代女性）	-----	203
	……メンタルヘルス不全での休職を経て退職……		
3.	高校卒業後、離転職の経験を有するKさん（40代男性）	-----	206
	……時間をかけた行動コントロールの方法を探って……		
4.	大学卒業後、離転職の経験を有するLさん（40代男性）	-----	209
	……特性に即した作業指示の方法を探って……		
5.	失業している事例の総括	-----	212

第3章	無業の事例が示唆すること ……移行前の事例について……	-----	213
1.	高校卒業後、大学進学をめざして挫折したMさん（30代男性）	-----	213
	……就職の自信と意欲を失って……		
2.	大学卒業後、特性に即した求職活動を探るNさん（20代男性）	-----	215
	……特性に即した作業指示の方法と訓練の場を求めて……		
3.	大学卒業後、職業準備の経験を重ねるOさん（20代女性）	-----	218
	……行動コントロールの方法と訓練の場を求めて……		
4.	大学卒業後、大学院進学をめざして挫折したPさん（30代男性）	-----	221
	……周囲の特性理解を求めて……		
5.	無業の事例の総括	-----	223
第4章	事例からみた就労支援の課題	-----	225
第1節	安定的な就業継続の要因に関する検討	-----	225
1.	早期（就学前）診断の重要性について	-----	226
2.	支援施策の整備とサービスの選択について	-----	226
3.	まとめ ……職業選択に際して重視すること……	-----	227
第2節	学校から職業への移行に関する検討	-----	228
1.	従来型の移行をした事例について	-----	228
2.	従来型の移行をしなかった事例について	-----	232
3.	まとめ	-----	234
第3節	おわりに ……事例が示唆すること……	-----	235
文 献		-----	238
資 料		-----	239
結 語			
第1節	発達障害のある青年・成人をめぐる現状	-----	241
第2節	実態調査の結果が示唆すること……対象者の現状……	-----	246
第3節	通常教育を卒業した事例が示唆すること ……ヒアリング調査の結果から……	-----	252
第4節	結語 ……得られた知見のまとめと今後の課題……	-----	257
文 献		-----	259
資 料	調査票		
1.	発達障害のある青年・成人に関する就業・生活実態調査	-----	261
2.	教育から就業への移行実態調査	-----	277
3.	発達障害のある若者の就労支援施設利用状況に関する調査	-----	285

概 要

本研究の目的は、成人期における対象者の実態についての基礎的な資料整備を行うこと、また、就労支援機関、教育機関、生活支援機関等の利用実態に即して、発達障害者の就労支援の課題を検討することにある。ここでは、特に「学校から職業への移行」並びに「就業の現状と課題」に焦点をあてた検討を行った。

なお、本報告書では、発達障害者支援法が対象とする発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの）のうち、広汎性発達障害並びに学習障害のある者を中心とした検討を行った。

第Ⅰ部では、3つの調査により成人期の発達障害者の現状を検討した。第1章では「発達障害のある青年・成人に関する就業・生活実態調査」（障害者職業総合センター企画調査）において、社団法人日本自閉症協会関係者を中心とする回答結果の報告を行った。また、第2章では、「教育から就業への移行実態調査」（全国LD親の会企画調査）において、同一の調査票を用いて3年を隔てた2時点で実施した結果の報告を行った。さらに、第3章では「発達障害のある若者の就労支援施設利用状況に関する調査」（障害者職業総合センター企画調査）において、支援機関からの回答結果の報告を行った。

第Ⅱ部では、事例調査により、成人期の発達障害者の現状を検討した。第Ⅰ部第1章で実施した「発達障害のある青年・成人に関する就業・生活実態調査」に加えて、本人または家族を対象としたヒアリング調査の実施に協力の得られた対象者の中から、学校卒業時に職業リハビリテーション・サービスを選択しなかった広汎性発達障害のある事例を抽出し、在職している事例、離転職の経験を有する求職中の事例（失業）、就業経験を有しない事例（学卒無業）で構成した。

1. 青年期・成人期における発達障害の診断の状況

- ① 自閉症圏の対象者については、広汎性発達障害にまとめられる診断を有していたが、自閉症、高機能広汎性発達障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群など、様々な診断名があった。これは、特性の多様さを反映するものであり、また、本人や家族が受け入れやすいことへの配慮でもある。しかし、一方で、障害名や特性の多様性こそが、本人や家族を受け入れる社会や企業等にとって極めてわかりにくい現状がある。
- ② 全国LD親の会会員対象調査については、診断の状況を把握する調査項目がない。しかし、「LDと重複している別の障害名がある」「診断機関によって異なる複数の診断名をもつ」「発達の過程で診断名が変わった」「軽度の障害の会が地域にないために参加する」などの会員の实態があった。

- ③ 一般扱いの就職をめざして「就職できなかった」、就職はしたものの「職業生活において不適応を経験した」「失業した」等々の経験を契機として受診し、診断に結びつく、いわゆる未診断の事例について、診断と職業選択の生起順を入れ替え、早期診断・早期対応により、必要に応じて、職業選択に際しては職業リハビリテーションを選択して適応するという職業生活設計を選択できるような支援体制整備が必要となる。

2. 発達障害のある青年・成人の状況

(1) 対象者の概要と現状

【日本自閉症協会とその周辺の関係者対象調査】

年齢構成	: 20代4割、30代4割弱をあわせて8割弱を占める
教育歴の状況	: 養護学校（現在の特別支援学校）の利用者は66%を占める
支援制度利用状況	: 療育手帳を所持している者が84%を占める 一方、障害者手帳を所持していない者は5%である 障害基礎年金を受給している者（20歳以上）は、申請中を含めて89%である
現在の状況	: 「福祉施設利用」が70%で最も多い。そのうち、「通所」が43%、「入所」が22%で「通所・入所」の不明が5%であった。 「会社で常勤の仕事」が12%、「自営業・自由業の仕事、アルバイト・非常勤等で短時間または短期の仕事、家業手伝い等で常勤以外の仕事をしている」が4%であった。 「専業主婦・主夫、無職等で在宅」が6%、「在学中」が5%であった。

【全国LD親の会会員対象：2006年調査】

年齢構成	: 20代が7割を占めるが、19歳をピークに分布する若年中心
教育歴の状況	: 養護学校（現在の特別支援学校）の利用者は16%である
支援制度利用状況	: 療育手帳を所持している者が46%を占める 一方、障害者手帳を所持していない者も46%である 障害基礎年金を受給している者（20歳以上）は、申請中を含めても43%である 一方、障害基礎年金を申請していない者は54%である
現在の状況	: 「在学中」が23%で最も多い。 「就業・障害（週20時間以上／雇用対策上の特別な支援による）」の22%、「就業・一般（週20時間以上）」の20%、「パート（週20時間未満／一般の事業所で勤務）」の4%であった。 「在宅（通勤寮・グループホームを含む）、ボランティア活動、入院中等）」が12%、「授産等施設利用」が12%であった。「職業訓練」は7%であった。

2つの実態調査の結果からは、就業の現状と課題に関し、以下の知見が得られた。

- ① 2つの当事者団体に関係する者は、それぞれ、年齢構成において、支援制度の利用状況において、

また、教育歴において異なっており、それが、対象者の現状（就業その他）の違いに反映していた。

- ② 自閉症圏の関係者のうち、8割を占める知的障害を伴う広汎性発達障害のある者について、教育支援においては、特別支援学校が選択されているが、教育から就業への移行のみならず、福祉から就業への移行について、支援体制の充実が今後の課題となっていた。
- ③ 自閉症圏の関係者のうち、通常教育を選択した広汎性発達障害のある者について、教育から就業への移行に際しては、職業リハビリテーションの選択に関する支援とともに、支援体制の充実が今後の課題となっていた。
- ④ 自閉症圏の関係者にとって、知的障害を伴う・伴わないにかかわらず、障害特性、特に行動特性への対処に関する専門的支援の充実が急務である。あわせて、特性に即した支援を選択するうえで、障害特性の理解に対する専門的支援の充実が急務である。
- ⑤ 学習障害等の関係者のうち、8割を占める通常教育を選択した者について、教育から就業への移行に際しては、職業リハビリテーションの選択に関する支援とともに、支援体制の充実が今後の課題となっている。
- ⑥ 学習障害等の関係者にとって、知的障害を伴う・伴わないにかかわらず、特性に即した支援を選択するうえで、障害特性の理解、受容に対する専門的支援の充実が急務である。また、広汎性発達障害を伴う者については、障害に起因する問題への対処に関する専門的支援の充実が急務である。

(2) 就業への移行支援

2つの実態調査の結果からは、学校から職業への移行に関し、以下の知見が得られた。

- ① 会社で常勤の仕事をしている者や福祉施設等通所・入所者においては卒業後の進路は現在の状況と関連が深い。しかし、短期・短時間の仕事をしている者や在宅となっている者では卒業時における進路を継続している者は少なく、卒業後の進路からの変更が起こっている。したがって、まずは、学校卒業時点での移行支援において、障害特性に即した専門的支援の充実が求められる。
- ② 一般扱いで就職した者について、学校を卒業し、仕事に就いて働き続けるために、通常教育の進路指導だけでは円滑な移行は難しい状況にあった。通常教育で一人ひとりの適性・ニーズに合わせた進路の指導や提案が十分になされることは、今後の通常教育における進路指導の課題である。これに対し、特別支援学校等からの紹介により障害者雇用で就職した場合には、一般扱いに比して就業が継続している事例が多い。
- ③ 「授産施設・作業所」に通所している者については、学校卒業時の進路をそのまま継続していること、様々な進路先で適応に失敗し、進路変更をして現在があること、に注目する必要がある。「授産施設・作業所」を経由した就職は少ない。二次障害の併発等も考慮しつつ、将来設計を支援することが必要となる。
- ④ 「在宅」となっている者が学校卒業後の進路として選択した進路先としては、「大学」「短大」「専門学校」などの進学と就職並びに職業訓練、在宅、就職などがあつた。学校卒業時点の全ての進路

先から、「在宅」がおこっていた。

- ⑤ 障害特性に即した支援が卒業後の生活場面において整備されているとは限らない。このため、精神的不安定や意欲の喪失等をはじめとして様々な不適応行動が喚起されることになり、進路変更を余儀なくされる結果に結びついた場合もある。問題となるのは、施設等の利用に際して待機する事態が起こっていることである。福祉から雇用への移行等には極めて長時間を要することが明らかとなっているが、企業の受け入れ体制の整備や理解・啓発と並行して、生活それ自体を支える支援機関の体制整備が必要である。

3. 発達障害のある青年・成人関係機関利用状況

発達障害者支援センター・障害者就業・生活支援センター・障害者雇用支援センターについて、それぞれが果たしている役割は、以下の通りである。

- ① 発達障害者支援センターは、18歳未満の利用者の相談の拠り所となっている
 - 1) 支援の重点は、療育・教育・医療等の早期診断・早期対応におかれている段階にある
 - 2) 青年期・成人期利用者の支援については今後の検討課題が大きい
 - 3) 就労支援に際しては職業リハビリテーション機関をはじめとして多様な機関と連携をはかりながら成果をあげつつあるが、専門支援機関への橋渡ししないしは仲介の機能が中心となっている
- ② 障害者就業・生活支援センター・障害者雇用支援センターは、18歳以上の発達障害のある利用者に対し、就労のための個別対応を実施している
 - 1) 支援の重点は、就労までの個別・具体的な支援におかれている
 - 2) 職業リハビリテーション機関をはじめとして多様な機関と連携をはかりながら、障害者雇用において成果を上げている
 - 3) 施設によっては、発達障害の診断にかかる体制や連携が未整備である
- ③ 発達障害者支援センター・障害者就業・生活支援センター・障害者雇用支援センターのいずれの利用者も、知的障害の有無にかかわらず、自閉症圏の広汎性発達障害のある児・者が多い。学習障害やその他の発達障害のある児・者の利用は少ない。
- ④ 個別支援の内容によっては、極めて長期に渡る支援を必要としている。

自閉症圏の者については、知的障害を伴う者、伴わない者、また、知的障害を伴うのかどうかについて明確でない者においても、支援機関の利用が進んでいるとみることができる。一方で、学習障害や注意欠陥多動性障害のある者等については、支援機関の利用は少ない。こうした状況の背景として、当事者側のニーズが醸成されていないことによるものか、支援機関側の受け入れ体制が十分でないことによるものか、両方であるのかについて、検討が必要である。

また、関係機関の連携や支援体制の整備により、就職や復職の成果があがってきている。しかし、支援内容においても支援に要する期間においても、課題が大きい状況がある。

4. 通常教育を卒業した事例が示唆すること

安定した職業生活を継続するためには、作業遂行上の問題が解消されること、障害特性に即して適応・定着までの配慮を確保すること、必要に応じて障害者雇用の支援を選択すること、などが求められる。本人の障害理解や受容の難しさを背景として、障害者のための雇用支援が選択されがたい状況があることを指摘しておかなければならない。

離転職を経験することなく初職に適応できると、その後の生活設計の見通しが立てやすい。したがって、まずは、初職継続が就労支援の目標となる。失業という挫折体験は精神的不安定を引き起こすからである。

(1) 初職で継続できるための支援体制を整備する

学校卒業時点では一般扱いの就職にこだわり、離転職を繰り返す中で、「メンタルヘルス不全によって障害特性に気づく」という状況に注意が必要である。そして、メンタルヘルス不全の背景に障害への適切な対処が必要となる場合、障害特性に即した支援を選択しないままでは、問題は改善されないことが多い。こうして引き起こされる離転職の衝撃は大きい。したがって、まずは、初職継続を目標とし、初職入職先で適応するための検討課題をあげておくことにしたい。

- ① 特性を勘案し、「できる仕事」を選択する（対人対応、接客、3交代シフト、複雑な工程作業など、苦手な領域を避ける）
- ② 当事者が障害特性の理解を深める（職場に求める配慮事項を明らかにする／行動上の問題をコントロールすることを受け入れる）
- ③ 入職前（卒業直後の入職を考えるのであれば、在学中）の職業準備の場面を設定する
- ④ 職業準備の支援としては、特性に即した作業指示による作業体験、職場で求められる行動様式の学習（対人関係を含む）などが求められる（企業文化に適応するための役割と行動様式を学習する）
- ⑤ 職業準備においては、体験的理解を促進する場面を設定する
- ⑥ 職業準備なく、また、特性理解なく“学業成績のみに依拠して初職入職に臨むことを回避させる仕組み”が必要である

(2) 障害受容と職業準備の一体的支援体制を整備する

円滑な移行に際し、本人が障害を受容し、就職のために何を準備し、何を解決すればよいのかを的確に自覚していれば、支援に際して効果的・効率的な支援計画を提案できるといえる。ただし、このような理想的なケースはそう多くはなかった。もちろん、障害を受容していなければ支援を利用できないわ

けではない。しかし、支援を開始するうえで、障害を理解していること、言い換えると、障害特性によって就職困難であることを自覚していることは、とても重要である。したがって、一般的には、職業準備の支援過程で障害受容を深めていくといった経過をたどる。一方で、本報告書の対象者で特徴的であった点として、在学中には自らの特性を障害と受けとめることなく、したがって、特性に即した支援を選択することなど考えもしなかった、あるいは、明確な意思をもって支援を拒否した事例があったことを指摘しておきたい。こうした対象者の場合、障害受容は、まさしく円滑な移行の“鍵”となる。

- ① 本人の障害受容には、計画的・継続的な、場合によっては長期的な支援が不可欠である。
- ② 障害特性の理解と対処方法の獲得にも計画的・継続的・長期的な支援が必要である。
- ③ 就労支援が計画されないままに自己探索と適職探索を行ったり、支援があったとしても特性に即した就労支援を選択せずに探索活動を行って不調に終わる場合には、挫折と喪失の体験によって、さらに長期にわたる支援を必要とする。

(3) 円滑な移行支援のために

支援に時間を要する背景として、行動様式の変更には介入を伴うものであるが、障害特性からみて、変化それ自体に順応しがたいという側面があることから、介入困難となって現在に至っている事例もあった。こうした事態を回避するうえで、在学中の教育課程に、例えば社会活動の経験として、模擬的場面であれ現実場面であれ、就業体験的学習を位置づけるなどを検討する必要があるといえるだろう。トライアル雇用やジョブコーチ支援など、企業と本人の双方を支援する制度が親の意思決定を促し、雇用の実現を促す可能性はある。精神障害者保健福祉手帳によって雇用率の算定対象とみなされるなど、社会的な基盤整備は進んできている。企業の理解の深化と障害者雇用における支援整備が親の意思決定を支えるとき、支援の選択可能性が高まるといえる。

5. まとめ

(1) 就労支援を効果的に行うための課題

就労支援を効果的に行うために、職業選択時点における職業適性・職業興味等を自己評価ではなく客観的に基準に照らして評価すること、さらに、職業リハビリテーションの支援の利用可能性についても的確に評価すること、が重要となる。職業リハビリテーションの利用に際し、障害者雇用率制度の対象であるかどうか（対象障害：身体障害・知的障害・精神障害）についての検討が必要であるが、雇用率制度の対象でない場合でも、多様な障害に対応する支援（相談・評価・訓練・職場適応支援等）を利用して就職していた。なお、障害者の雇用に際しては、企業の合理的な配慮を前提とする。したがって、支援者は、当事者側の問題の把握と企業における環境整備の課題を明らかにすることが必要である。

(2) 当事者の障害理解を支援する課題

支援の選択をためらわせたり、回避させたり、先送りさせたり、混乱させる原因として、障害観や障

害者観の問題がある。知的障害並びに知的障害を伴う障害以外の発達障害は、現行の障害者雇用率制度の対象障害ではない。しかし、18歳未満に生じた発達障害は、成長とともに状態像を変え、知的障害や精神障害を対象とした雇用率制度により就職した事例がある。

しかし、一方で、こうした就職は当事者や家族が成功事例と受けとめない（受けとめたくない）といった見方もある。また、多様な障害名（高機能広汎性発達障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群、LDなど）が必要となる背景には、「障害」に対するスティグマ（特に、知的障害に対するスティグマ）の問題と関連が深い。障害に対するバリアフリーは政策課題となって久しいが、周囲の、家族の、そして当事者の心の中にある障害に対する構え（バリア）をフリーにしていくことこそが課題である。

（3）障害特性に配慮した施設内外の訓練の重要性と位置づけ

診断告知によって、支援の選択に至る事例がある一方で、告知それ自体を拒否する事例もあった。診断告知は当事者が障害を受け入れる契機となるとしても、実際に職業リハビリテーションをすすめていくうえで、実際の職場であれ職場を模した訓練場面であれ、当事者が自らの作業遂行特性を理解し、配慮を求める要件を明らかにしていくとともに、職場で求められる行動様式を体得することが何より重要であった。また、新奇性の高い（未経験の）行動を求められると不安が喚起されて混乱が必至となる特性である、あるいは、変化に順応しにくく行動様式への介入それ自体に困難が大きい特性である、などを配慮するならば、実際の職場での体験だけではなく模擬的な訓練場面において、当事者に納得できる練習と確認のための時間と場所を保障することが必要となることもまた明らかとなった。これは、企業文化への適応に支援が必要であることを意味する。彼らを困惑・混乱させたのは、経験したことのない企業文化であり、職場の暗黙のルールが存在であった。

こうした準備なく実際の職場での生活をスタートさせるには、極めて高いストレスを持つ者が多いという理解が必要である。したがって、本人支援に際しては、特性理解に基づく職業選択の他に、企業文化の理解に基づき、問題となる行動をコントロールすること、並びに不安やストレスのコントロールの方法を体得すること、が支援の課題となる。

ここで特に問題となるのは、職業リハビリテーションを提案する役割を誰が担うか、ということであろう。発達障害者支援法の趣旨を実現するためには、個に応じた教育課程を推進するにあたり、教育的支援の専門家に要請される役割のひとつである。こうした役割については、特別支援学校における就労支援の考え方や教育リハビリテーションと職業リハビリテーションの連携の仕組みなどを背景とした進路指導担当者の役割が具体的なモデルとなろう。学校卒業時点で障害者雇用への移行の選択・決定に至らない場合には、将来的に職業リハビリテーションを利用することを視野に入れ、教育から雇用へ、もしくは福祉から雇用へ、といった移行を推進するための支援が必要である。

序 発達障害者の就業実態の把握に関する検討課題

…… 本報告書の課題 ……

発達障害者支援法（平成16年法律第167号）は、平成16年12月10日に公布され、平成17年4月から施行されている。この法は、「発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与すること（法第1条）」を目的としている。また、法の対象を明示して国及び地方公共団体、国民の責務を定めた他、発達段階に応じた支援の概要と支援体制の整備を示した点に特徴がある。そして、施行後3年が経過し、法に定められた見直しを行う時期となった。

発達障害者支援法の成立に至る過程では、「発達障害」に関する基本的な考え方として、①早期発見と適切な診断、適切な療育や教育と環境調整を行うことにより、社会的機能を高め、改善する効果が期待できる、②幼児期から成人までの各ライフステージを考慮した連続的な支援が必要である、しかし、③診断や訓練の手法は未だ確立していない、④法に規定されていないために施策が整備されていない、⑤支援モデルが必要である、が確認された。その際、どのような対象者がどのくらい支援を必要としているのかを把握する根拠は、文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国調査結果（2002）」であり、「高機能自閉症、学習障害、注意欠陥／多動性障害の可能性のある児童・生徒は6.3%を占めている。さまざまな教育的ニーズを必要としている発達障害の児童が多数存在していることがわかってきた」ことがとりあげられた（大塚，2005：傍点は筆者による）。

ただし、発達障害者支援法が対象とする「発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの）」は、通常学級に在籍する児童・生徒に限定されるわけではない。例えば、広汎性発達障害には「知的障害を伴う自閉症圏の人たち」も含まれており、障害児学級並びに障害児学校に在籍する児童・生徒（1.2%：義務教育段階で知的障害・情緒障害・言語障害学級並びに知的障害養護学校に在籍する児童・生徒／通常教育の小中学校に在籍する児童・生徒×100；平成18年度 学校基本調査，文部科学省）の中にも支援法の対象者が存在する。これは、この法律が定義した「発達障害」と知的障害との関係や知的障害を重複する場合等の考え方については明示されていないことに関連する。なお、教育においては、通常学級において特別支援教育の対象とした者（平成14年からの施策における「発達障害」の可能性を含む範囲）と既に教育的支援及びまたは知的障害者福祉法や身体障害者福祉法の対象とされていた者をあわせて特別な支援の対象と位置づけ直すことに

なった（平成19年の学校教育法改正^{注1}）。

発達障害者支援法という発達障害の定義の範囲は、援護制度の運用をめぐる議論の経緯^{注2}と関連する。発達障害に位置づけられる障害がすべて知的障害を伴わない障害であれば、両者の関係は明解である。しかし、知的障害者福祉法と発達障害者支援法の対象は必ずしも独立ではない。このため、「発達障害者支援法における発達障害の定義をみると、従来の発達障害概念の一部が「発達障害」として取り上げられているに過ぎない。支援法の定義は従来の概念からすると「軽度」発達障害として議論されてきた状態像が相当する。用語は同じでも概念の範囲が異なるので混乱は必至である。」（原，2005）等の議論を喚起することになった。知的障害を併せ持たない者に対する支援制度の確立・充実は、確かに急務である。加えて、これまで障害者職業総合センターで行ってきた研究では、学齢期における特性は発達とともに変化をしていく場合があること、就職に際しては療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を取得する事例があること、などから、青年期・成人期における障害理解と対応の課題について報告してきた（障害者職業総合センター，2000；2004；2006）。本報告書では、青年期・成人期以降の対象者の実態に即して支援の課題を検討することを目的としている。

1. 青年期・成人期の発達障害者支援をめぐって

……就職支援において、何を問題にすべきか……

わが国の障害者雇用施策は、①障害者雇用率制度等に基づいて行う事業主への指導・援助、②障害特性を踏まえたきめ細かな職業リハビリテーション、③障害者雇用に関する啓発、を柱として展開されている（障害者の雇用の促進等に関する法律）。その趣旨は、障害のある者が雇用社会に参入して適応し、自立していくために必要な支援として、社会並びに事業所の受け入れ体制整備と当事者の職業への移行・適応支援を行うことにある（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構，2008）。

注1：改正学校教育法（平成19年4月施行）では、「通常学校、通常学級における特別支援」に「特別支援学校（従来の養護学校）や特別支援学級（従来の障害児学級）における特別支援」を併せて特別支援教育と総称することになった。

注2：1993年の心身障害者対策基本法の改正（障害者基本法への改称を含む）に際し、参議院において「てんかん及び自閉症を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって長期にわたり生活上の支障があるものは、この法律の障害者の範囲に含まれるものであり、これらの者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めること」が附帯決議として提出された。この附帯決議に対し、「①自閉症については、その概念が必ずしも十分確立している段階とは考えられておらず、また自閉症の症状を示す者の多くは知能の障害を有するため、自閉症と精神薄弱（1993年当時：筆者注）の区分にあたっては困難な点が多い。②精神薄弱者福祉法（1999年4月の法改正により知的障害者福祉法）においては、「精神薄弱者」の定義を設けておらず、自閉症による日常生活上の支障があり援助が必要な場合には、知能が一定以上であっても精神薄弱者として法律の対象として必要な援護措置を講じている。③以上のことから、改正法案における「精神薄弱」の中で「自閉症」をとらえることができる。」（厚生省社会援護局更生課，1994.2）とした経過があるが、療育手帳制度の運用には至っていない（一部の地域で、範囲を限定した運用が行われるにとどまっている）。

①の法定雇用率制度は、まず身体障害を対象として始まり、その後、知的障害、精神障害の順に対象障害を拡大して現在に至る（精神障害については、平成18年4月より実雇用率に算定されている）。対象障害の確認は、原則としてそれぞれの診断に基づいて交付される障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）によって行われる。これに対し、②の職業リハビリテーション並びに③の啓発の対象は、身体障害、知的障害、精神障害を含む全ての障害とされる。この場合の対象障害の確認は、原則として診断によって行われる（障害者手帳の有無にかかわらず対象となる）。したがって、職業選択の時点では、身体障害、知的障害、精神障害の特性を有し、障害者手帳の取得を希望する場合、手帳が交付されて「法定雇用率の対象」となる。それ以外の場合は、「職業リハビリテーションの対象」であるが「法定雇用率の対象」ではない。

通常学級や通常教育で学校教育を終えた発達障害のある若者は、卒業時に「新規学卒」就職を選択する。そして、そのまま職業生活に適応・定着していくケースもある。その一方、職業選択や採用後の職業適応に失敗するケースもある。中には、一般求人への応募や適応の失敗等を繰り返した後、障害者雇用対策の対象として支援機関を利用するケースもある。しかし、障害者職業総合センターにおける研究によれば、いずれのケースも、初職入職時点では自らを（親は未成年のわが子を）一般の若年者雇用対策の対象として位置づけている点で共通していた。そして、当事者が障害を開示しない限り、学校において発達障害を把握することは稀であった（障害者職業総合センター，2000；2004）。これに対し、障害児教育（障害児のための学級や学校）で職業準備の課程を履修して自立をめざす若者については、学校から職業への移行支援において教育リハビリテーションと職業リハビリテーションとの連携が制度化されている。彼らは障害を開示して、特性に即した教育課程により進路選択を行う。卒業時に就職を選択する場合、彼らは一般には「障害者雇用」就職を選択する。そして、そのまま職業生活に適応・定着していくケースもある。その一方、職業選択や採用後の職業適応に失敗するケースもある。

職業生活をスタートさせることは彼らの青年期・成人期の中心的な課題である。しかし、発達障害のある若者の学校卒業時の進路選択、就業への移行とその後の適応・定着の様相並びにそれぞれに求められる支援の課題が明らかになっているわけではない。このことについては、これまでの障害者職業総合センターにおける研究により、発達障害に関する当事者の障害理解をめぐる課題並びに彼らを取りまく周囲の障害に対する理解・啓発に関する課題が指摘されている（障害者職業総合センター，2000；2004；2006）。

（1）当事者の障害理解をめぐる

発達障害の発現時期については低年齢であるとされる。しかし、明確な受障時期が特定されることは少ない。また、原因も多様である。受障時期と損傷部位が明確な脳外傷や脳血管障害による脳機能の障害（高次脳機能障害）と対比するとき、その特徴がより明確になる。すなわち、「受障前にできたことが、できなくなった」といった中途障害に固有の障害の自覚や認識は、発達障害にはおこらない。発達の原因は発達障害のある子どもにも当てはまるから、発達の遅れと偏りがあっても、行動上の問題があった

としても、成長に伴ってできることが増えていく。また、早期からの支援によって問題が軽減すれば、将来に予測される支援が軽減する可能性もある。発達障害者支援法が早期発見・早期診断・早期対応を重視する含意はここにある。しかし、家族の気づきによって、幼少期に診断が確定するケースもあれば、疑いがあったとしても診断が確定しないケースもある。中には、成長とともに当初の診断が変わるケースもある。いずれにしても治療や発達の支援経過は観察の対象となる。また、医療機関の診断ではなく療育・教育相談機関の判断によって相談や支援の対象となるケースもある。

こうしたことから、発達障害は当事者が気づきや自覚を持ちにくい障害であるといえる。そして、職業上の問題を抱えながらも障害を障害として認識していないケースに対しては、まずは自己理解を深めること、並びに特性に応じた支援（障害者雇用や福祉など）を選択すること、が支援の課題となる。

（２）障害に対する理解・啓発について

発達障害の特性について、例えば、対人面や行動面のスキルの獲得において、障害の有無を区分する明確な基準は設けられていない。東條（2005）は、「自閉症スペクトラムの概念によれば、自閉症、アスペルガー症候群、非定型自閉症はそれぞれ別個の障害ではなく、連続体であり、さらに、自閉症の特質と似た困難を抱える健常児者へも連続性があるとする概念で、日本語に直訳すれば『自閉性の連続体』となる。」とし、自閉症は健常児・者に連続性がある概念として理解すること（例えば、若林，2003；國平ら，2003）、知的障害と自閉症スペクトラムの両方の連続性を組み合わせて障害を理解すること、の重要性を指摘している。同様に、知的障害の有無を区分する明確な基準はあるわけではなく、例えば知能検査の結果の分布において、知的障害児・者と健常児・者には連続性がある。

発達障害の診断に際しては、医学における診断マニュアルや治療経過（含、投薬の効果等）に行動観察等が総合的に反映される。しかし、知的発達の軸と対人面や行動面等の複数の軸が組み合わさることで、適応上の問題も極めて複雑かつ多様になる。

こうしたことから、発達障害のある若者の職業生活への適応に際しては、障害特性の的確な理解に基づく対応が重要となる。このため、当事者と当事者を受け入れる企業の双方を支援する専門家の具体的な情報提供と環境調整の役割が大きい。したがって、まずは支援者の役割の明確化が課題となる。また、就業実態に即した当事者のニーズや支援機関の役割の検討が必要となる。

2. 就業実態を把握する試み

平成17年度に終了した「軽度発達障害青年の学校から職業への移行課題に関する研究」では、高等学校における進路指導と職業リハビリテーションとの連携を中心とした就労支援の課題を検討した。ここでいう「軽度発達障害」とは、知的障害を伴わない発達障害並びに軽度知的障害を伴う発達障害をさしており、次の段階の研究テーマとして、学校から職業へ移行した後の職業上の問題に焦点をあて、発達障害の特性に即した職業リハビリテーションの分野における支援の課題を明らかにすることが求めら

れる。しかし、就業や離転職の実態は必ずしも明らかになっていない。

一方、発達障害者支援法では、自閉症圏の広汎性発達障害について、知的障害を伴う者も対象としている。したがって、彼らの学校から職業へ移行した後の職業上の問題に焦点をあて、発達障害の特性に即した職業リハビリテーションの分野における支援の課題を明らかにすることも同時に求められる。しかし、この点についても、就業や離転職の実態は必ずしも明らかになっていない。

こうした背景からは、成人期における対象者の実態についての基礎的な資料整備が必要である。ただし、発達障害に対する診断体制が整備途上という現状に加えて、本人や保護者をはじめとして企業や社会における障害理解が十分ではないなどの事情があり、発達障害者の就業状況等に関する実態把握には困難が大きい。そこで、まず、当事者団体会員調査並びに関係機関対象調査を企画することとした。あわせて、職業リハビリテーション・サービスの選択に焦点をあて、学校卒業時にサービスを選択しない発達障害を有する青年・成人の事例を収集し、分析することとした。こうした調査結果は、学校から雇用へ、また、福祉から雇用への移行の実態を明らかにするとともに、将来的に事業所並びに本人を対象とした雇用・就業実態調査を行う際の基礎資料として位置づけられるものである。

3. 本報告書の課題と構成

本報告書では、学習障害、広汎性発達障害その他の発達障害のある若者のための就労支援について、これまでの研究成果を踏まえ、特に「学校から職業への移行」並びに「就業の現状と課題」に焦点をあてた検討を行う。本報告書はこうした研究課題に関する報告であり、第Ⅰ部の実態調査報告、第Ⅱ部のヒアリング調査報告で構成されている。

第Ⅰ部では、3つの調査により成人期の発達障害者の現状を検討する。そのため、第1章では「発達障害のある青年・成人に関する就業・生活実態調査」（障害者職業総合センター企画調査）において、社団法人日本自閉症協会関係者を中心とする回答結果の報告を行う。また、第2章では、「教育から就業への移行実態調査」（全国LD親の会企画調査）において、同一の調査票を用いて3年を隔てた2時点で実施した結果の報告を行う。さらに、第3章では「発達障害のある若者の就労支援施設利用状況に関する調査」（障害者職業総合センター企画調査）において、支援機関からの回答結果の報告を行う。

また、第Ⅱ部では、事例調査により、成人期の発達障害者の現状を検討する。そのため、第Ⅰ部第1章で実施した「発達障害のある青年・成人に関する就業・生活実態調査」に加えて、本人または家族を対象としたヒアリング調査の実施に協力の得られた対象者の中から、学校卒業時に職業リハビリテーション・サービスを選択しなかった広汎性発達障害のある事例の報告を行う。ここで収集した事例は、在職している事例、離転職の経験を有する求職中の事例（失業）、就業経験を有しない事例（学卒無業）で構成される。

最後に第Ⅰ部、第Ⅱ部を通して全体の総括を行う。

なお、「発達障害のある青年・成人に関する就業・生活実態調査」は、当初、当事者団体会員調査と

して、社団法人日本自閉症協会や全国 LD 親の会等の団体を対象として平成 19 年度に実施する企画であった。しかし、全国 LD 親の会については、親の会が 3 年毎に行っている「教育から就業への移行実態調査」を平成 18 年に実施した直後であり、結果のとりまとめを行う時期と重なったことから、障害者職業総合センター企画調査の平成 19 年度実施を見送ることにしたものである。このため、全国 LD 親の会による会員への結果報告（2008 年 12 月）後、当該調査の中で「発達障害のある青年・成人に関する就業・生活実態調査」と関連する部分については、本報告書のためのとりまとめを依頼し、当初の目的に即した検討を行うこととした。したがって、「発達障害のある青年・成人に関する就業・生活実態調査」は、社団法人日本自閉症協会からの協力を得て会員を中心とした関係者対象調査として実施したものである。

文 献

- 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 障害者の雇用支援のために 2008
- 原仁 発達障害の診断とその課題 職リハネットワークNo.56 8-12 2005.
- 國平揺・千住淳・長谷川寿一・若林明雄 健常成人に見られる自閉症的傾向の個人差－気質・心理的適応・認知機能との関連－自閉症スペクトラム研究第 2 巻 21-30 2003.
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国調査結果 2002.10.
- 文部科学省 平成 18 年度学校基本調査結果 http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/index01.htm 2007
- 大塚晃 発達障害者支援法の成立に関して 発達障害研究第 27 巻第 2 号 87-94 2005.
- 障害者職業総合センター 調査研究報告書No.38 「学習障害」を主訴とする者の就労支援の課題に関する研究（その 1）－職業リハビリテーションの支援を利用した事例に基づく検討－ 2000.
- 障害者職業総合センター 調査研究報告書No.42 知的障害者の学校から職業への移行課題に関する研究－通常教育に在籍した事例をめぐる検討－ 2001
- 障害者職業総合センター 調査研究報告書No.56 「学習障害」を主訴とする者の就労支援の課題に関する研究（その 2）－青年期における状態像の詳細区分に基づく検討－ 2004.
- 障害者職業総合センター 調査研究報告書No.71 軽度発達障害のある若者の学校から職業への移行支援の課題に関する研究 第 2 章・第 4 章 2006
- 東條吉邦 高機能自閉症、アスペルガー症候群、自閉症スペクトラムの概念と支援の課題 職リハネットワークNo.56 17-21 2005.
- 若林明雄 自閉症スペクトラム指数（AQ）日本語版について：自閉症傾向の測定による自閉性障害の診断の妥当性と健常者における個人差の検討 平成 14 年度科学研究費補助金（基礎研究 (B)(2)）「自閉症児・ADHD 児における社会的障害の特徴と教育支援に関する研究」報告書 国立特殊教育総合

研究所（東條吉邦 編集）47-52 2003.

関連文献

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 高等教育機関における発達障害のある学生に対する支援に関する全国実態調査 <http://www.nise.go.jp/kyoudoukenkyu/kyoudou2/sokuhou.pdf>

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 発達障害のある学生支援ガイドブック－確かな学びと充実した生活をめざして－ 2005.

二上哲志 注意欠陥多動性障害（ADHD）－病像と診断 小児科診療第 65 巻 6 号 939-943 2002.

ハウリン, P. 自閉症の心理治療と治療教育 門眞一郎(訳) 自閉症と発達障害研究の進歩 vol.5, 130-149, 2001.

平林伸一 長期予後 小児科診療第 65 巻 6 号 988-994 2002.

自閉の生徒の就労研究会編（代表 石川由美子） 自閉の生徒の就労援助に関する調査研究Ⅱ ……企業就労をめざした支援の在り方を探って…… 1998.10.

黒田吉孝 自閉症スペクトラムとしての高機能自閉症・アスペルガー症候群の心理臨床的問題 障害者問題研究第 32 巻第 2 号 99-109 2004.

望月葉子 障害者の職業選択に伴う問題と支援の在り方－「発達障害」のある若者に対する就業支援の課題－ 日本労働研究雑誌 No.578 号 特集 障害者雇用の現状と就業支援 32-42 2009.

望月葉子・向後礼子 軽度発達障害青年の「職業への移行」支援体制をめぐる…… 職業リハビリテーションからみた NEET の課題 …… 日本発達心理学会大会第 16 回大会発表論文集 2005

望月葉子・向後礼子 発達障害のある青年の「学校から職業への移行」における課題……高校卒業時点の進路選択と卒業後 3 年時点の状況から…… 日本特殊教育学会第 45 回大会発表論文集 321 2007

文部科学省 今後の特別支援教育の在り方について（最終報告） 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議 2003.

文部科学省 平成 19 年度特別支援教育体制整備状況調査結果について（平成 20 年 3 月 25 日）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/03/08032605.htm 2000a

文部科学省 平成 19 年度「高等学校における発達障害支援モデル事業」について（平成 20 年 6 月 15 日）

http://211.120.54.153/b_menu/houdou/19/06/07060608.htm 2000b

大塚晃 発達障害者支援法の意義と今後の展望 医師のための発達障害児・者 診断治療ガイド……最新の知見と支援の実際…… 株式会社 診断と治療社 10-14 2006

障害者職業総合センター 調査研究報告書 No.83 軽度発達障害者のための就労支援プログラムに関する研究 ……ワーク・チャレンジ・プログラム（試案）の開発…… 2008a

障害者職業総合センター 就職支援ガイドブック ……発達障害のあるあなたに……2008b

障害者職業総合センター 資料シリーズ No.39 就職困難な若年者の就業支援の課題に関する調査研究

報告書 2008c

辻井正次・杉山登志郎 学習障害と高機能広汎性発達障害（アスペルガー症候群）との臨床的比較 発達障害研究 第21巻第2号, 152-156, 1999.

東海敬 全国自閉症者就労実態調査 心を開く 18 13-21 1990

東海敬 全国自閉症児・者就労実態調査 心を開く 21 2-8 1993

上野一彦 学習障害概念とその課題 - 心理学の立場から - 発達障害研究 第17巻第3号, 13-19,1995.

ウイング L. アスペルガー症候群とカナーの古典的自閉症 ウタ・フリス編著 富田真紀（訳）『自閉症とアスペルガー症候群』179-222 東京書籍 1996.

若者自立・挑戦戦略会議 『若者自立・挑戦プラン』2003年

若者自立・挑戦戦略会議 『若者の自立・挑戦のためのアクションプラン』2004年

全国LD（学習障害）親の会 教育から就業への移行実態調査報告書（全国LD親の会・会員調査）2005.1.